

法の支配のためのパートナーシップとJICAの役割

JICAガバナンス・平和構築部長

増田 淳子

1. はじめに

この度は、巻頭言への寄稿という大変名誉な機会を頂き、誠にありがとうございます。この場をお借りして、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）の皆様をはじめ、ご関係の方々のJICAの活動へのご協力に対して、心より御礼申し上げます。

私は、2022年10月にガバナンス・平和構築部長に就任し、法制度整備支援をはじめとするガバナンス分野の他、ジェンダー平等、平和構築、デジタルトランスフォーメーション（DX）を統括しております。

JICAに就職して約30年になりますが、長くフランス語圏アフリカに対する開発協力に従事し、モロッコ、セネガル、カメルーンに駐在する機会もございました。フランス語圏アフリカには、コートジボワールのように国を分断する内戦を経て公正な社会の再建に取り組んできた国や、サヘル地域のように国境を越えて蔓延する暴力的過激主義に直面する国々もあり、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）のご協力により約10年前に開始した「仏語圏アフリカ刑事司法研修」は、域内各国が連帯して法の支配の実現を目指す重要な取り組みと認識してまいりました。

2. 国際社会の複合的危機と法の支配の重要性

さて、現在の国際社会全体に目を転じますと、気候変動や感染症などの深刻な地球規模の課題に対し共同の取り組みが益々必要となっている状況において、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめとする力による一方的な現状変更、そして地政学的な競争が生じており、国際社会の分裂が強まっています。こうした中で、開発途上国における貧困・格差・紛争・人権侵害・国家債務などの問題が悪化し、人びとの暮らしに深刻な影響が生じていることを大変憂慮しております。

こうした複合的な危機に対して、国際社会、開発途上国国内の双方のレベルで、法の支配を通じた、自由で開かれた秩序、強靱な社会づくり、そして脆弱な国・地域・人びとの保護と能力強化が強く求められています。本年3月の岸田総理の政策スピーチ「インド太平洋の未来」でも、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の新たなプランとして、自由と法の支配の擁護が掲げられました。今月改定された開発協力大綱では、重点施策の一つに「平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化」が挙げられ、そのための法制度整備支援の重要性が強調されています。さらに、日本で行われる7月の日ASEAN特別法務大臣会合やG7司法大臣会合等を通じて、法の支配に向けた国際社会の連帯が一層強化されるものと存じます。

3. 法制度整備支援の展開

開発途上国における法の支配の促進に向けて、法制度整備支援の重要性が益々高まっております。本年は、森嶋昭夫名古屋大学名誉教授がベトナムでの法整備支援の道を切り拓かれてから約30年、1996年にJICAが同国で法整備支援プロジェクトを開始してから27年を迎えました。有識者、法務省、外務省、最高裁判所、日本弁護士連合会（日弁連）、国際民商事法センターをはじめ多くの皆様のご協力により、法制度整備支援はアジア各国に広がり、民事法分野を中心に法令の整備や法曹人材の育成に貢献し、各国の社会及び経済の安定と発展、市場経済体制への移行を下支えしてきました。

本年は日ASEAN友好協力50周年を迎え、法務省が日ASEAN特別法務大臣会合を開催されるなど、司法外交の観点からも法制度整備支援の更なる展開が期待される年になるものと考えております。ベトナムでは、協力機関として従来の方司法関係機関に共産党中央内政委員会などを加え、新たな法司法改革方針を踏まえ、優先的な政策課題を決めて共同討議するという新たな方式に取り組んでおります。インドネシアでは、法令間の整合性向上や知財事件を扱う裁判官の能力向上などチャレンジングな課題に取り組んでいます。カンボジアでは、本年3月の勅令で体制が強化された王立司法学院での裁判官養成への協力を開始しました。さらにラオスでは、本年7月より、法律家の実務能力、法的思考力を高めるための新たなプロジェクトを開始する予定です。

法の支配の視点から今後の世界を展望しますと、中長期的に法制度整備支援の展開が求められるフロンティアが広がっております。World Justice Projectが公表しているRule of Law Indexでも、多くの開発途上国が相対的に下位に位置しており、改善の余地がある国が少なくありません。

特に、脆弱層を含むすべての人々の司法アクセスの実現は、人間の安全保障を組織のミッションに掲げるJICAとして、依然重要な課題と認識しております。2030年を目標年とする持続可能な開発目標SDGs（Sustainable Development Goals）のターゲット16.3「国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。」に向けて、特に開発途上国で課題が多く残っております。人々の自由や権利の実現のためには、基本的な法令の整備や中核となる法曹人材の育成とともに、司法アクセスの改善により法制度が社会の中で使われることが重要であり、一層取り組んでまいりたいと考えております。この観点からは、これまでもベトナムでの判例整備やカンボジアでの判決書公開、ラオスでの民法普及活動、各国の弁護士会支援、日弁連との連携による司法アクセス研修など、東南アジア地域を中心に様々な活動を行ってまいりました。

今後の展開としては、南アジアやアフリカの司法アクセス改善にも視野を広げていきたいと考えております。特に膨大な未済事案を抱える南アジアにおいては、ICDとの協力により、バングラデシュの調停制度や訴訟実務の改善及びスリランカの刑事訴訟実務の改善のための事業を今年度開始し、迅速かつ公正な紛争解決を促進してまいりま

す。またアフリカにおいては、昨年8月の第8回アフリカ開発会議（TICAD8）のJICAサイドイベント「アフリカにおける女性と司法」を国連開発計画（UNDP）と共催しました。今年度は、2021年の京都コンGRESS等の成果も踏まえつつ、UNAIFIとの協力により、ケニアのコミュニティにおいて、児童及び若年者を対象とした犯罪防止、改善更生、社会復帰支援にも取り組みます。2022年にJICAが実施した調査では、アフリカでは司法アクセス向上のために情報通信技術が積極的に活用されていることが分かり、将来の展開時にはデジタル技術の活用にも積極的に取り組みたいと考えています。

また、国際社会、日本国内で重視する機運が高まっているビジネスと人権についても、法制度整備支援のアセットをいかして取り組んでまいります。2011年に国連人権理事会で支持された「ビジネスと人権に関する行動原則」は、国家が管轄内の企業（特に多国籍企業）等の経済活動に伴う人権侵害を予防、調査、処罰、救済するための適切な手段をとらなければならないとしています。JICAは、カカオ産業における児童労働の問題に着目し、SDGsターゲット8.7（2025年までの児童労働撲滅）の達成に向けて、ガーナ政府等による児童労働撤廃の取り組みを支援しております。加えて今年度は、課題別研修「ビジネスと人権」を立ち上げ、開発途上国による人権保護義務の履行を促進してまいります。

さらに、国際社会における法の支配の観点からは、国際公法に携わる人材の育成も重要と考えております。海洋法をはじめとする国際公法に関する課題別研修や、国際公法を専門とする留学生の受け入れを通じて、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の意義に対する開発途上国の関係者の理解を広げてまいります。

4. 法の支配のためのパートナーシップの促進

今後のJICAに求められる役割として、次の三つの面から、法の支配の促進に向けたパートナーシップの促進を挙げたいと存じます。

第一に、信頼関係をもとにした開発途上国との対話の促進と長期的な関与です。法の支配は、特定の法制度を導入すれば達成できるという性質のものではなく、常により良い状態を目指して何世代にもわたる絶え間ない努力が必要なものと捉えております。多様な発展段階とニーズを踏まえた法制度整備支援の具体的活動を通じて、またその他のガバナンス分野の支援（メディア、地域警察、選挙管理等）も組み合わせて、法の支配が持続的成長や包摂的かつ強靱な社会づくりにつながるという意義を協力相手国の人々が実感できるよう、粘り強く協力してまいります。

対話と関与を深めるうえで、コロナ禍で限定的であった対面での交流の再開を喜ばしく感じております。2023年度からは、来日研修が本格再開し、毎月のように各国の

研修員をお迎えしています。また日本への留学は、開発途上国の若い世代が、日本の法制度や歴史を学び、自国の法の支配のあり方を考える重要な機会と考えております。JICA開発大学院連携等を通じ、多くの大学で法・司法分野の留学生を指導いただき、JICAとしても留学中・帰国後のネットワーキング活動を強化してまいります。

第二に、法制度整備分野の協力を担う人材層の拡大と次世代人材の養成です。これまでの約30年の法制度整備支援には、多くの先生方、日本政府や日弁連の皆様等のご協力を頂いてきました。他方で今後、開発途上国が成長し、基本法令も整備され、日本との関係もより双方向の協力や共通課題への対処に発展することが見込まれる中、新たな時代の法制度整備分野の協力、法の支配の促進に向けた協力を担う人材層の拡大と次世代人材の養成が必要と感じております。この観点から、コロナ禍で中断していた法制度整備支援の専門家育成のための研修（「能力強化研修」）を今年度再開します。また今後の協力を担う若手の法学者、法律実務家の皆様にもJICA事業にご参加いただけるようご相談するとともに、日弁連を通じた弁護士のJICA専門家公募も継続してまいります。さらに法律事務所や開発コンサルティング会社の皆様向けにも情報を発信してまいります。

長期的観点からは、若い世代への働きかけも重要と考えております。近年の持続可能な開発目標SDGsやESG（Environment, Society, Governance）に対する社会的注目もあり、人権をはじめとするサステナビリティに対する若い世代の関心の飛躍的高まりを感じています。こうした機を捉え、JICAの広報媒体も活用しながら、法制度整備支援をはじめ法の支配のための協力の意義や成果を分かりやすく説明してまいります。

第三に、法の支配の促進に向けたコレクティブインパクトの追求です。法の支配は、特定の国、特定の組織だけで実現できるものではなく、力の支配を抑止、対抗するためには様々な主体の連携、連帯が不可欠と捉えております。JICAは、法制度整備支援を通じて、開発途上国と日本の重層的な関係の強化、国際機関や他国との国際協調の推進に努めてまいります。また、司法アクセスやビジネスと人権のような広範な社会課題の解決には、政府、企業、大学・研究機関、NGO、国際機関等の社会の様々な主体をつなぎ、共同で取り組むプラットフォームの役割が一層重要になると考えています。

JICAは、先述の児童労働撤廃に関し、日本の企業・NGO・個人等と「開発途上国のためのサステナブル・カカオ・プラットフォーム」を立ち上げ（2023年3月末時点で4大チョコレートメーカーを含む53団体、102個人が加入）、共通アクション策定、メディアを通じた消費者への働きかけ、国際会議での発信などを行っています。このようなプラットフォーム活動においては、伝統的な政府間協力も梃子にして、より多くの関係者と連携し、コレクティブインパクトを追求してまいります。

JICAとしましては、以上のような様々なパートナーシップの一員として、その輪

をつなぎ、広げながら、法の支配の促進に一層取り組んでまいり所存です。最後になりますが、ご関係の皆様引き続きのご協力をお願い申し上げます。